

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成24年5月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市南区上鳥羽山ノ本町40番地3

株式会社橋本工業

代表取締役 橋本 昌詔

(2) 指定期間

平成24年5月14日から平成26年3月31日

2 廃止届出業者

(1) 京都市南区上鳥羽山ノ本町40番地3

有限会社橋本工業

代表取締役 橋本 秀雄

(2) 廃止届出年月日

平成24年4月20日

(上下水道局下水道部管理課)